平成２４年（フ）第９５２号
堺市堺区神明町東１丁１番14―703号
債務者　市橋　　淳
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５５号
堺市美原区平尾308番地４　202号
債務者　楯川三津雄
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０３１号
堺市東区日置荘原寺町480番地10、前住所大阪府河内長野市木戸西町２丁目２番25―402号
債務者　豊永　貴大
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０１号
大阪府柏原市大字高井田1586番地の11、前住所大阪府柏原市法善寺３丁目461番地の116
債務者　松永　資子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１３号
堺市西区草部1800番地６　10棟202号、前住所堺市西区草部184番地25
債務者　清水　誠也
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３０号
堺市中区宮園町８番５―301号
債務者　田原　功滋
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４７号
堺市西区鳳西町１丁78番地６　北口貸家４号
債務者　西村　貴美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
長崎県諫早市泉町35番１号　コーポイズミ201号、前住所長崎県諫早市東本町４番２号
債務者　山下　泰弘
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
長崎県諫早市泉町35番１号　コーポイズミ201号、前住所長崎県諫早市東本町４番２号
債務者　山下　幸江
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
長崎県大村市宮小路１丁目492番地２　スマイルヒルズ105号、住民票上の住所長崎県大村市今津町10番地大村航空基地
債務者　堀　実希子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
新潟県糸魚川市中央１丁目７番14号　くろひめグリーンヒルズⅡ１Ｃ
債務者　荻布　一彰
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６３号
新潟県上越市中央４丁目15番17号
債務者　古川　　功
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８９号
新潟県上越市五智１丁目８番４号　ハイツサンゲツＣ号
債務者　小堺　初美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２５９号
岐阜県岐阜市茜部大野２丁目213番地　セピアコート102号室
債務者　榊　よし子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２６号
香川県丸亀市今津町749番地３　花房ビル103―602号
債務者　高橋　粂夫
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１３５号
香川県丸亀市飯野町東分2646番地１　スイートハウス横田Ａ１号
債務者　宮城　美夢（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４７号
山口県阿武郡阿武町大字奈古2240番地11
債務者　中村　浩美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
山口地方裁判所萩支部